



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件
(環境一〇二)
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件(防衛一一四)

（厚生労働省）
争議行為の通知の公表について
最低賃金の改正決定に関する公示
〔福島労働局 最低賃金公示二〇六〕

○ 総務省告示第六百十一号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条
第二項の規定に基づき、指定統計を作成するため
に集められた調査票の使用を承認したので、統計
法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条
の規定に基づき、次のように告示する。
平成十九年十一月一日

調査票	年次
米生産費統計個別結果表 (No.1及びNo.2)	平成七年から平成十五年までの各年分
個別結果表(米生産費統計) (No.1及びNo.2)	平成七年から平成十五年までの各年分
個別結果表(小麦・大豆 及びNo.3)	平成七年から平成十五年までの各年分
煙草生産費統計 (No.1・大豆 No.2)	平成十六年年から平成十八年までの各年分
の平成十六年年から の各年分	の平成十六年年から の各年分

○環境省告示第百二号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第四百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

表メチル＝4-ヨード-2-「3-(4-メトキシ-6-メチル-1,3,5-トリアジン-2-イル)ウレアドスルホニル」安息香酸、ナトリウム塩(別名ヨードスルフロンメチルナトリウム塩)の項の次に次のように加える。

平成十九年十一月一日

環境大臣 鴨下 一郎

O-エチル=S-プロピル=(E)-[2-(シアノイミノ)-3-エチルイミダゾリジン-1-イル]ホスホノチオアート(別名イミシアホチル)	52.4ug/1
(E)-2-(4-tert-ブチルフェニル)-2-シアノ-1-(1-エチルビオナート(別名シェノビラフェン))	0.29ug/1
3-(4-トリメチルビラゾール-5-イル)-2-シアノ-2-(1-エチルビオナート(別名シェノビラフェン))	0.0064ug/1
1-(1-メチル-1-フェニルエチル)-3-p-トリルウレア(別名ダイムロン)	42.4ug/1
2-(3,5-dRS)-3-(2-クロロ-3,3'-トリフルオロブロパ-1-エニル)-2-(ジメチルシクロヘキサンカルボキシラート(別名デフルトルン))	0.87ug/1
エチル=5-(4-スルフルアモイル)-1-ジメトキシビラゾール-4-カルボキシラート(別名ビラゾスルフルフロジェチル)	56.4ug/1
(RS)-N-[2-(1-ジメチルブチル)-3-チエニル]-1-H-ビラゾール-4-カルボキサミド(別名ヘンチオビラト)	4,300ug/1
2-(4-メシリル-2-ニトロベンゾイル)シクロヘキサン-1,3-ジオン(別名メソトリオント)	32.4ug/1
メチル=N-(メトキシアセチル)-N-(2,6-キシリル)-DL-アラニナート(別名メタラキシリル)-D-アラニナート(別名メタラキシリルM)	メタラキシリル及びメタラキシリルMの水産動植物被害予測濃度の和として9.500ug/1

◎ 一部返還 陸上施設

一部返

施設番号 施設
六〇三七 嘉手納飛

所 在 地 名

摘要
土地 約六五〇〇平方メートル
土地 約九六〇〇平方メートル
平成十九年九月三十日

施設番号	施設名	所在地名	所有関係
三〇一三	横田飛行場	福生市、羽村市、東京都西多摩郡瑞穂町	国有

◎追加提供
施設番号 施設名 所在地名 所有關係 摘要
航空自衛隊等が日米共同統合演習訓練施設として共同使用する。

四一六一 小松飛行場

小松市 国有

建物・施設、七〇〇平方メートル
航訓施設として追加提供する。
航空自衛隊小松基地の施設の一部
を、地位協定第二条第四項(b)の適用
ある施設及び区域として提供する。
この場合において、合衆国軍隊がこ
の施設を使用している期間中は、地
位協定の関連ある条項が適用され
る。水道施設用地として追加提供す
る。

四一六七 日本原中演習場
岡山縣屬日君委管
民主 公

一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として衆国軍隊がこの施設を使用していける期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

乙、施用

○防衛省告示第二百四十九号
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が平成十九年十月三十一日次のと

平成十九年十一月一日

防衛大臣 石破 茂

六〇三七 嘉手納飛行場

沖繩県中頭郡北谷町

國有

排水路として追加提供する。